免責許可決定

平成２６年（フ）第７０号
栃木県栃木市今泉町２丁目８番42号、申立時住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉4553番地10、前住所静岡県田方郡函南町平井1753番地の982
破産者　髙野　年之
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２０１６号
東京都文京区白山１丁目30番10号赤池ビル
清算株式会社　株式会社インターバイオテクノ
代表清算人　岩尾　光平
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第２０３１号
東京都豊島区東池袋１丁目９番６号
清算株式会社　株式会社ナックス
代表清算人　角野　弘幸
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第２号
島根県大田市温泉津町井田イ945番地２
清算株式会社　株式会社森崎窯業
代表清算人　森崎　**延**正
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松江地方裁判所出雲支部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０８１号
東京都渋谷区富ケ谷１丁目41番15号ＣＡＳＡＳＵＺＵＫＩ２ＦＷＥＳＴ
清算株式会社　株式会社エンサイドデザイン
１　決定年月日　平成27年４月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２００７号
東京都中央区築地５丁目２番１号
清算株式会社　株式会社田辺商店
代表清算人　田邉賢太郎
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者のうち債権者番号１及び２の協定債権者を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、清算株式会社が有する資産から特別清算の手続に必要な費用や税金の支払いを控除した残額について、各協定債権額に応じて按分して弁済する。なお、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
２　本件協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　債権者番号１及び２の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
４　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２６年（再）第２号
埼玉県入間市宮寺2763番地７
再生債務者　株式会社ホームプラン
主文　本件につき、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成27年４月22日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再）第４５号
東京都調布市布田１丁目40番地２
再生債務者　豊島トレーディング株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成27年４月22日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令

平成２７年（再）第３２号
東京都墨田区石原４丁目15番４号
再生債務者　株式会社アートヴィレッヂ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区平河町１丁目１番１号　平河町コート601　香川法律事務所　弁護士　香川　明久
平成27年４月22日
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２６年（再）第５０号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢字新開333番地１
再生債務者　第一紙工業株式会社
特別調査期間　平成27年６月11日から平成27年６月12日まで
平成27年４月22日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第５０号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢字新開333番地１
再生債務者　第一紙工業株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成27年３月30日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成27年６月16日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成27年６月８日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成27年６月２日
平成27年４月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第２号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷６丁目18番１－1014号
再生債務者　志賀　賢一
１　決議に付する再生計画案　平成27年４月13日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成27年６月16日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成27年６月８日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成27年６月２日
平成27年４月21日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２６年（再）第１９号
大阪府泉佐野市住吉町30番地１
再生債務者　関西ヌードル株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成27年４月22日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２２年（再）第５号
仙台市宮城野区榴岡２丁目２番11号
再生債務者　オデッサ・テクノス株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年を経過
平成27年４月21日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再）第１号
佐賀県武雄市北方町大字志久3487番地
再生債務者　有明ゴルフ株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成27年４月22日
福岡地方裁判所第４民事部